

大分大学大学院理工学研究科企画運営会議細則

令和7年4月1日制定

令和7年理工学研究科細則第3号

(趣旨)

第1条 この細則は、大分大学大学院理工学研究科委員会規程（令和7年理工学研究科規程第2号）第5条第3項の規定により、大分大学大学院理工学研究科（以下「本研究科」という。）における教育、研究及び管理運営等の重要事項について総括的に審議するために設置する大分大学大学院理工学研究科企画運営会議（以下「会議」という。）に関し必要な事項を定める。

(審議事項等)

第2条 会議は、本研究科の運営に必要となる連絡調整を行うとともに、研究科委員会から付託された次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 教育・研究体制の検討及び改善に関すること。
- (2) 内部規則等の制定改廃に関すること。
- (3) 中期計画の実施及び見直しに関すること。
- (4) 各種委員会の設置及び改廃に関すること。
- (5) 大学院担当教員の資格審査に関すること。
- (6) 入学及び修了に係る学生の身分に関すること。
- (7) その他研究科に関し必要な事項

(構成)

第3条 会議は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 研究科長
- (2) 理工学部副学部長
- (3) 理工学部選出の教育研究評議会評議員
- (4) 理工学部理工学科長
- (5) 博士後期課程研究指導委員長
- (6) 理工学部理工学科プログラム長
- (7) 理工学部研究クラスター長
- (8) 事務長

2 前項各号に掲げるもののほか、研究科長が必要と認める場合は、会議の了承の上、審議事項に係る教員等を委員とすることができる。

(議長)

第4条 会議に議長を置き、研究科長をもって充てる。

- 2 議長は、原則として、毎月1回、会議を招集する。
- 3 議長が欠けたとき、又は事故があるときは、あらかじめ議長が指名した者がその職務を代行する。
- 4 議長が必要と認める場合は、臨時に会議を招集することができる。

(代理出席)

第5条 議長は、第3条第1項第5号、第6号及び第7号の委員が都合により出席できないときは、委員からの申出により、代理者の出席を認めることができる。

(会議)

第6条 会議は、委員の4分の3以上の出席がなければ議事を開くことができない。

- 2 会議の議事は、出席者の全員一致によって議決するものとする。
- 3 会議において議決ができなかった場合又は議事に疑義がある場合は、研究科委員会において、再度審議するものとする。
- 4 研究科長は、議決した事項について、適宜の方法により、研究科委員会の構成員にその旨を報告しなければならない。

(議事の特例)

第7条 前条第1項の規定にかかわらず、議長が、定例的若しくは軽易な事項又は緊急その他やむを得ない事由であると認める場合で、書面又は電子メールにより会議を開催する必要があると認めるときは、議事を開き、議決をすることができる。

- 2 前項の議事については、前条第2項の規定を準用する。この場合において「出席者」とあるのは当該議事に参加した者とする。
- 3 第1項の場合において、議長は、当該議事の結果を後に委員が出席して開催される会議において報告しなければならない。

(構成員以外の出席)

第8条 会議が必要と認めたときは、構成員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

(事務)

第9条 会議の事務は、理工学部事務部総務係において処理する。

(雑則)

第10条 この細則に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この細則は、令和7年4月1日から施行する。